

**台風第2号に伴う豪雨災害の
被害に遭われた市民の皆さまへ
【第2版】**



磐田市

令和5年6月28日現在

まずは、ご相談ください！

1 災害に関することについて

災害に関すること(危機管理課) 電話:0538-37-2114

台風第2号に伴う豪雨災害に関することは危機管理課までお問い合わせください。

2 災害に伴う生活相談について

◇ 磐田市安心つながり相談

(市民相談センター) 電話:0538-37-4746 ※平日 8:30~17:15

◇ 令和5年度台風第2号に伴う豪雨災害 何でも無料電話相談

(静岡県弁護士会) 電話:054-204-1999 ※平日 10:00~16:00

◇ その他無料電話相談

(静岡県司法書士会) 電話:054-289-3704 ※平日 14:00~17:00

(磐田地区労働者福祉協議会) 電話:0538-32-2706 ※平日 9:30~12:30

「罹災証明書は何に使う?」、「支援金ってもらえる?」、「被災した住宅のローンはどうしたら?」など生活における分からないことや不安なことを専門家がお聞きしますので、ご相談ください。

3 ころとからだのケアについて

復旧作業や環境の変化などにより、「気分が落ち込んだり、眠れなかったりすることがある」、「少し話をして、気持ちを整理したい」など、体の不調や不安を感じるがありましたら、ご相談ください。

◇ ころとからだの相談(健康増進課)

電話:0538-37-2013 ※平日 8:30~17:15

対面:予約制(早めの相談を希望の方は随時受け付けますのでお電話ください)

・オンライン(zoom):磐田市公式LINE(健幸メニュー)から予約

・来庁:磐田市公式LINE(健幸メニュー)から予約

右記QRコードから予約 ⇒



◇ ころの電話

電話:054-285-5560 ※平日 8:30~11:45、13:00~16:30

*17:00以降は静岡いのちの電話、浜松いのちの電話に転送されます

4 災害廃棄物の処理について

災害廃棄物等に関する相談(ごみ対策課)

電話:0538-35-3717

災害廃棄物の処理は、下記施設をご利用ください。

【可燃ごみ】磐田市クリーンセンター(磐田市刑部島 301)

【不燃ごみ】中遠広域粗大ごみ処理施設(磐田市新貝 59-1)

※当面の間は、罹災証明書の提示がなくても手数料免除で受け入れます。

5 道路等の危険箇所などについて

道路等の危険箇所に関する相談(道路河川課)

電話:0538-37-4808

道路や路肩の舗装の欠損など、安全な通行を妨げる道路等の危険箇所などがありましたら、道路河川課までご連絡ください。

6 住宅や事業所等の再建について

住宅や事業所等の再建に関する相談(都市計画課)

電話:0538-37-4935

(建築住宅課)

電話:0538-37-4899

被災した住宅や事業所等の再建に向けて、市街化調整区域の建て替えや移転をお考えの方は、都市計画法の手続きが必要になりますので、都市計画課までお問い合わせください。

また、「昭和 56 年以前に建築した木造住宅の解体」又は「がけ地等に近接した住宅の移転」をお考えの方は、支援制度がありますので、建築住宅課までお問い合わせください。

7 被災者支援制度を受ける前に、罹災証明書・被災証明書が必要か確認しましょう

「罹災証明書」・「被災証明書」は、ご自宅や事業所などが被災されたことを証明する大切な書類です。支援制度を受ける際に、証明書の確認等が求められる場合がありますので、お早めに申請ください。

罹災証明書・被災証明書の申請について

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・ 期限	担当課
罹災 証明書	住家の被害の程度を判定し証明します。 ※罹災証明書は、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に提出を求められる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要です。 ※床下浸水など「準半壊に至らない（一部損壊）」に同意できる場合は、自己判定方式で、現地調査を行わず比較的早く発行できます。	住家に被害を受けた方	①罹災証明申請書 ②建物全体・被害場所の 写真 ③本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証、パスポート、 保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請  【申請期限】 当面の間	市税課 本庁舎 (1階) 0538- 37-4809
被災 証明書	住家以外の建物・土地・構築物・動産(車両や家財)について、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。 ※被害の程度判定はありません。	住家以外の建物・土地・構築物・動産(車両や家財)に被害を受けた方	①被災証明申請書 ②被害状況が分かる写真 (全体・損傷部分等を 複数枚) ③本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証、パスポート、 保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請  【申請期限】 当面の間	
被災 証明書 (農林漁業)	農地や農作物が被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度判定はありません	農地の所有者 農作物の耕作者	①被災証明申請書 ②被害状況が分かる写真 (全体・損傷部分等を 複数枚)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請  【申請期限】 当面の間	農林水産課 西庁舎 (1階) 0538- 37-4813

台風第2号に伴う豪雨災害による磐田市の被災者支援制度一覧

令和5年6月28日時点

No.	区分	罹災証明書等区分 支援制度	床上浸水・土砂						床下浸水	申請期限	問合せ先
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	一部損壊		
1	(1) 弔慰金・見舞金の支給	災害弔慰金の支給	/	/	/	/	/	/	当面の間	福祉課 ☎0538-37-4814	
2		災害障害見舞金の支給	/	/	/	/	/	/	当面の間		
3		災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	○	当面の間		
4		災害見舞金の支給 (日赤磐田市地区)	○	○	○	○	○	○	当面の間		
5		被災者生活再建支援金の支給	○	○	○	解体に限る	/	/	令和6年7月1日		
6		被災者生活再建支援金の支給 (市単独事業)	/	/	/	○	/	/	令和6年7月1日		
7	(2) 住宅に関する支援	住宅の応急修理	○	○	○	○	○	/	当面の間	建築住宅課 ☎0538-37-2706	
8		土砂など障害物の除去	○	○	○	○	○	/	当面の間		
9		借上げ型応急住宅の提供	○	○	○	○	○	○	令和6年3月31日	建築住宅課 ☎0538-37-4851	
10		床上浸水家屋用消毒液の配布	○	○	○	○	○	○	当面の間	環境課 ☎0538-37-2702	
11	(3) 税・料等に関する支援	個人市県民税の減免 (所得金額による条件あり)	○	○	○	○	損害の程度により減免 になる場合あり		令和6年3月31日	市税課 ☎0538-37-4826	
12		固定資産税の減免	○	○	○	○	/	/	令和6年3月31日	市税課 ☎0538-37-4809	
13		国民健康保険税の減免	○	○	○	○	○	○	令和6年3月31日	国保年金課 ☎0538-37-4863	
14		後期高齢者医療保険料 の減免及び徴収猶予	○	○	○	/	/	/	令和6年3月31日	高齢者支援課 ☎0538-37-4769	
15		介護保険料の減免・徴収猶予	○	○	○	○	○	○	令和6年3月31日		
16		介護保険サービス利用料の減免 (所得金額による条件あり)	○	○	○	○	損害の程度により減免 になる場合あり		令和5年11月30日		
17		障害福祉サービス利用料の減免	○	○	○	○	○	○	令和5年11月30日	福祉課 ☎0538-37-4919	
18		障害児通所支援利用料の減免	○	○	○	○	○	○	令和5年11月30日	子ども未来課 ☎0538-37-2761	
19	(4) 教育・保育に関する支援	就学援助制度 (小・中学校)	/	/	/	/	/	/	令和6年1月31日	教育総務課 ☎0538-37-4821	
20		被災児童・生徒への学用品給与	○	○	○	○	○	○	当面の間	学校教育課 ☎0538-37-4921	
21		放課後児童クラブ利用料 の減額又は免除	○	○	○	○	○	○	令和5年11月30日	放課後活動課 ☎0538-37-2773	
22		幼稚園・保育園等の利用料等 の減額又は免除	○	○	○	○	○	○	対象期間内	幼稚園保育園課 ☎0538-37-2754	
23	(5) 支援 貸付	災害援護資金の貸付け	○	○	○	○	/	/	令和5年9月30日	福祉課 ☎0538-37-4814	
24	(6) 事業者等に 関する支援	被災事業者事業継続支援金 の支給	事業用建物等に一定額以上の被害がある場合						令和5年12月28日	産業政策課 ☎0538-37-4904	
25		被災農業者事業継続支援金 の支給	/	/	/	/	/	/	令和6年3月29日	農林水産課 ☎0538-37-4813	
26	(7) その 他の 支援	災害廃棄物の処理手数料免除	○	○	○	○	○	○	当面の間	ごみ対策課 ☎0538-35-3717	
27		上下水道料金の減免	○	○	○	○	○	○	当面の間	上下水道料金センター ☎0538-58-3070	
28		被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	終了						福祉課 ☎0538-37-4814		

8 被災者支援制度の申請について

(1) 弔慰金・見舞金の支給

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.1】 災害弔慰金の支給	災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。 その死亡に関し災害弔慰金を受けとることができることとなる者の生計を主として維持していた場合:500万円 その他の場合:250万円	災害により死亡した市民(市内に住所を有した者)の遺族(災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項に定める者)	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 窓口 【申請期限】 当面の間
【No.2】 災害障害見舞金の支給	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む。)に以下に掲げる程度の障害があった場合に支給します。 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼しやく及び言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したものの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したものの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 属する世帯の生計を主として維持していた場合:250万円 その他の場合:125万円	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む。)に左欄の一～九に掲げる程度の障害がある市民(市内に住所を有した者)	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 窓口 【申請期限】 当面の間
【No.3】 災害見舞金の支給	災害により被害を受けた市民に対し、その被害の程度に応じて見舞金を支給します。 死亡した場合:一人につき100,000円 住居が全壊又は流出した場合:一世帯につき50,000円 住居が半壊した場合:一世帯につき30,000円 床上浸水した場合:一世帯につき10,000円 住居の便槽(汲取り式トイレ)が浸水し、使用できなくなった場合 1世帯のくみ取りに要する経費の2分の1	災害による被害を受けた時点において、市内に住所を有した者(生活の本拠が市内にあり、かつ、磐田市の住民基本台帳に記載された者に限る。)死亡した場合は、その遺族(災害見舞金交付要綱に定める者)	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 ①窓口 ②郵便 【申請期限】 当面の間
【No.4】 災害見舞金の支給 (日赤磐田市地区)	災害により被害を受けた市民に対し、その被害の程度に応じて見舞金を支給します。 死亡した場合:一人につき30,000円 住居が全壊又は流出した場合:一世帯につき10,000円 住居が半壊した場合:一世帯につき5,000円 床上浸水した場合:一世帯につき3,000円	災害による被害を受けた時点において、市内に住所を有した者死亡した場合は、その遺族(災害見舞金交付要綱に定める者)	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 ①窓口 ②郵便 【申請期限】 当面の間

<p>【No.5】 被災者生活 再建支援金 の支給</p>	<p>居住する住居が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の住居を解体した世帯へその被害等に応じて支援金を支給します。</p> <p>【全壊世帯の場合の基礎支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員の数</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以上</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>単身</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【全壊世帯の場合の加算支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2人以上</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大規模半壊世帯の場合の基礎支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員の数</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以上</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大規模半壊世帯の場合の加算支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2人以上</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中規模半壊世帯の場合の基礎支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員の数</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以上</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>単身</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中規模半壊世帯の場合の加算支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2人以上</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身</td> <td>建設・購入</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>18.75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【半壊でやむを得ず 解体した世帯の場合の加算支援金】 全壊世帯と同額になります。</p> <p>※建設とは被災した住宅を解体し新しい住宅を建設すること ※補修とは被災した住宅の一部を新しい住宅の一部として増築、改築すること ※賃貸とは借家・賃貸アパート等へ入居すること (公営住宅を除く)</p>	世帯員の数	支援金	2人以上	100万円	単身	75万円		内容	支援金	2人以上	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸	50万円	単身	建設・購入	150万円	補修	75万円	賃貸	37.5万円	世帯員の数	支援金	2人以上	50万円	単身	37.5万円		内容	支援金	2人以上	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸	50万円	単身	建設・購入	150万円	補修	75万円	賃貸	37.5万円	世帯員の数	支援金	2人以上	0円	単身	0円		内容	支援金	2人以上	建設・購入	100万円	補修	50万円	賃貸	25万円	単身	建設・購入	75万円	補修	37.5万円	賃貸	18.75万円	<p>居住する住居が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の住居をやむを得ず解体した世帯</p>	<p>【全壊・大規模・中規模半壊の被害を受けた世帯】</p> <p>【基礎支援金】</p> <p>①「被災者自立生活再建支援補助金交付申請書」(様式第1号) ②「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書」(別紙様式第1号) ③住民票(世帯全員が確認できるもの)(原本) ④り災証明書(原本) ⑤振込口座の通帳のコピー(補助金の振り込みに必要です。)</p> <p>【加算支援金】</p> <p>⑥建築又は購入契約書のコピー(住宅を建設または購入する場合) ⑦修繕契約書のコピー(住宅を補修する場合) ⑧賃貸借契約書のコピー(住宅を賃借する場合)</p> <p>【半壊の住居をやむを得ず解体した世帯】</p> <p>【基礎支援金】 上記①～⑤書類に解体が確認できる書類</p> <p>【加算支援金】</p> <p>⑥建築又は購入契約書のコピー(住宅を建設または購入する場合) ⑧賃貸借契約書のコピー(住宅を賃借する場合)</p>	<p>【申請方法】</p> <p>①窓口 ②郵便</p> <p>【申請期限】</p> <p>■基礎支援金 令和6年 7月1日まで</p> <p>■加算支援金 令和8年 7月1日まで</p>
世帯員の数	支援金																																																																								
2人以上	100万円																																																																								
単身	75万円																																																																								
	内容	支援金																																																																							
2人以上	建設・購入	200万円																																																																							
	補修	100万円																																																																							
	賃貸	50万円																																																																							
単身	建設・購入	150万円																																																																							
	補修	75万円																																																																							
	賃貸	37.5万円																																																																							
世帯員の数	支援金																																																																								
2人以上	50万円																																																																								
単身	37.5万円																																																																								
	内容	支援金																																																																							
2人以上	建設・購入	200万円																																																																							
	補修	100万円																																																																							
	賃貸	50万円																																																																							
単身	建設・購入	150万円																																																																							
	補修	75万円																																																																							
	賃貸	37.5万円																																																																							
世帯員の数	支援金																																																																								
2人以上	0円																																																																								
単身	0円																																																																								
	内容	支援金																																																																							
2人以上	建設・購入	100万円																																																																							
	補修	50万円																																																																							
	賃貸	25万円																																																																							
単身	建設・購入	75万円																																																																							
	補修	37.5万円																																																																							
	賃貸	18.75万円																																																																							
<p>【No.6】 被災者生活 再建支援金 の支給 (市単独事業)</p>	<p>居住する住居が半壊の被害を受けた方に生活再建の支援をするために支給します。</p> <p>【持ち家】 単身世帯:150,000円 それ以外の世帯:200,000円</p> <p>【賃貸住宅など】 単身世帯:100,000円 それ以外の世帯:150,000円</p>	<p>居住する住宅に半壊の被害を受けた世帯</p>	<p>被災者生活再建支援金交付申請書 (様式第1号)</p>	<p>【申請方法】</p> <p>①窓口 ②郵便</p> <p>【申請期限】 令和6年 7月1日まで</p>																																																																					

(2) 住宅に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限				
【No.7】 住宅の 応急修理	被災した住宅について、必要最小限度の応急修理に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。 【限度額】(1世帯当たり) 半壊以上 706,000円以内 準半壊 343,000円以内 ・限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	・災害により住宅が準半壊以上の被害認定を受けている者 ・自らの資力では応急修理を実施することができない者 ・応急修理を行わなければ、日常生活を営むことができない者	・住宅の応急修理申込書 ・資力に関する申出書 ・罹災証明書 ・被害状況が分かる写真 ・修理見積書 【修理業者】 ・請書 ・工事完了報告書 ・工事写真(施工前・中・後)	【申請方法】 直接窓口を持参又は郵送にて提出 【期限】 当面の間				
【No.8】 土砂など 障害物の 除去	業者に依頼し住宅内部又は敷地内に流入した障害物(土砂、木竹等)の除去に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。 【限度額】(1世帯当たり) 住宅内部 138,700円以内 敷地内 61,700円以内 ・限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	【住宅内部】 ・災害により住宅が床上浸水または半壊以上の被害認定を受けている者 ・自らの資力では障害物の除去ができない者 ・障害物の除去を行わなければ、日常生活を営むことができない者 【敷地内】 ・人力で障害物の除去ができない者 ・自らの資力では障害物の除去ができない者	・「障害物の除去」に関する申込書 ・資力に関する申出書 ・罹災証明書(住宅に被害がある場合) ・被害状況が分かる写真 ・工事見積書 【除去業者】 ・請書(住宅内部のみ) ・完了報告書 ・工事写真(施工前・中・後)	【申請方法】 直接窓口を持参又は郵送にて提出 【期限】 当面の間				
【No.9】 借上げ型 応急住宅 の提供	市が民間賃貸住宅を借り上げて、応急住宅を提供する。 【家賃上限額】 世帯人数 上限額 1人 50,000円 2人 65,000円 3~4人 70,000円 5人以上 100,000円 【費用負担】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">市</td> <td>家賃、管理費、共益費、仲介手数料等</td> </tr> <tr> <td>入居者</td> <td>駐車場使用料、光熱水費、自治会費等</td> </tr> </table> 【提供期間】 最大1年間	市	家賃、管理費、共益費、仲介手数料等	入居者	駐車場使用料、光熱水費、自治会費等	・床上浸水の被害があった方 ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に居住する方 ・そのほか災害により住宅に困窮している方	・申込書又は電子申込 ・三者契約は、仲介業者が契約書(市様式)を作成	契約締結期限 令和6年 3月31日 ・相談、申込(電子申込可) ↓ ・入居住宅を探す(リストから探す、自分で探す) ↓ ・三者契約 ↓ ・入居、生活開始
市	家賃、管理費、共益費、仲介手数料等							
入居者	駐車場使用料、光熱水費、自治会費等							
【No.10】 床上浸水 家屋用 消毒液 の配布	床上浸水した一般家屋を対象に消毒液を配布します。	床上浸水の被害を受けた住宅の方。 (店舗併用住宅を含む)	なし	配布窓口へお申し出ください 期限: 当面の間 ※配布窓口 ・環境課・各支所 ・豊岡中央交流センター ・豊岡東交流センター				

(3) 税・料等に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限																				
<p>【No.11】 個人市県民税の減免 (所得金額による条件あり)</p>	<p>災害により、生活に通常必要な資産の損失の程度と納税義務者本人の前年所得に応じて、個人市県民税を減免します。</p> <p>【対象期間】 令和5年6月2日以降に納期が到来する令和5年度分</p> <p>【減免割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得 \ 損失の程度</th> <th>50%以上</th> <th>30%以上 50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>100%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え 350万円以下</td> <td>50%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>350万円を超え 500万円以下</td> <td>25%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損失額は、保険金などで、補てんされた金額を差し引いて算出します。</p>	前年の合計所得 \ 損失の程度	50%以上	30%以上 50%未満	200万円以下	100%	50%	200万円を超え 350万円以下	50%	25%	350万円を超え 500万円以下	25%	10%	<p>令和4年の合計所得が500万円以下で、その合計所得に比して30%以上損失があった方</p> <p>※減免の対象となる方には、市税課より申請書をお送りいたしますので、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて提出をお願いします。</p>	<p>個人の市県民税・県民税減免申請書 ※その他必要に応じて書類が求められる場合があります。</p>	<p>【申請方法】 ①窓口 ②郵送</p> <p>【申請期限】 令和6年3月31日</p>								
前年の合計所得 \ 損失の程度	50%以上	30%以上 50%未満																						
200万円以下	100%	50%																						
200万円を超え 350万円以下	50%	25%																						
350万円を超え 500万円以下	25%	10%																						
<p>【No.12】 固定資産税の減免</p>	<p>著しく価値を減じた固定資産(家屋や土地)の被害程度に応じて、固定資産税及び都市計画税を減免します。(災害を受けた日以後に到来する納期に係る税額について適用)</p> <p>【対象期間】 令和5年6月2日～令和6年3月末までの納期分</p> <p>【減免割合(住家)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>罹災証明書の区分</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免割合</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>60%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【減免割合(非住家)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>家屋の価格の60/100以上の価値を減じたとき</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>家屋の価格の40/100以上、60/100未満の価値を減じたとき</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>家屋の価格の20/100以上、40/100未満の価値を減じたとき</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※非住家:車庫・納屋・離れ・店舗等</p> <p>★減免割合(土地) 当該土地自体の流出や崩壊、陥没等により、その全部または一部の形質が変わり、使用できなくなった場合に、その面積に応じて、軽減または免除します。詳細はお問い合わせください ※既に令和5年度分を前納している場合は、6月2日以降の納期分を還付します。</p>	罹災証明書の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	減免割合	100%	80%	60%	40%	被害の程度	減免割合	家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	100%	家屋の価格の60/100以上の価値を減じたとき	80%	家屋の価格の40/100以上、60/100未満の価値を減じたとき	60%	家屋の価格の20/100以上、40/100未満の価値を減じたとき	40%	<p>罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 と認定された世帯</p> <p>※減免の対象となる方には、市税課より申請書をお送りいたしますので、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて提出をお願いします。</p>	<p>減免申請書</p>	<p>【申請方法】 ①窓口 ②郵送</p> <p>【申請期限】 令和6年3月31日</p>
罹災証明書の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊																				
減免割合	100%	80%	60%	40%																				
被害の程度	減免割合																							
家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	100%																							
家屋の価格の60/100以上の価値を減じたとき	80%																							
家屋の価格の40/100以上、60/100未満の価値を減じたとき	60%																							
家屋の価格の20/100以上、40/100未満の価値を減じたとき	40%																							

<p>【No.13】 国民健康保険税の減免</p>	<p>住居等の資産の被害状況に応じて、国民健康保険税を減免します。</p> <p>【対象期間】 令和5年6月2日～令和6年3月末までの納期分</p> <p>【減免割合】</p> <table border="1" data-bbox="276 421 815 595"> <tr> <th>罹災証明書の区分</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> <th>半壊</th> <th>準半壊</th> <th>一部損壊(床上浸水)</th> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>100%</td> <td colspan="2">80%</td> <td colspan="3">60%</td> </tr> </table>	罹災証明書の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊(床上浸水)	減免割合	100%	80%		60%			<p>罹災証明書で床上浸水以上と認定された世帯</p>	<p>国民健康保険税減免申請書</p>	<p>【申請方法】 ①窓口 ②郵送</p> <p>【申請期限】 令和6年3月31日</p>					
罹災証明書の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊(床上浸水)																	
減免割合	100%	80%		60%																			
<p>【No.14】 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予</p>	<p>住居等の資産の被害状況と世帯主及び被保険者の前年所得の合計に応じて、後期高齢者医療保険料を減免します。</p> <p>【対象期間】 令和5年6月以降12カ月分</p> <p>【減免割合】</p> <table border="1" data-bbox="276 855 788 969"> <tr> <th>罹災証明書の区分</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>100%</td> <td colspan="2">50%</td> </tr> </table> <p>※減免割合は前年合計所得金額により変わります。</p>	罹災証明書の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	減免割合	100%	50%		<p>罹災証明書で中規模半壊以上と認定された世帯</p>	<p>①後期高齢者医療保険料減免申請書 ②調査同意書 ③災害状況等申告書</p>	<p>【申請方法】 ①窓口 ②郵送</p> <p>【申請期限】 令和6年3月31日</p>											
罹災証明書の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊																				
減免割合	100%	50%																					
<p>【No.15】 介護保険料の減免・徴収猶予</p>	<p>住居の被害状況に応じて、介護保険料を減免します。</p> <p>【減免割合】</p> <table border="1" data-bbox="276 1095 608 1245"> <tr> <td>全壊</td> <td>100%(免除)</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>70%(減額)</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>50%(減額)</td> </tr> </table> <p>【減免対象保険料】 災害の発生後に納期の到来する保険料</p>	全壊	100%(免除)	半壊	70%(減額)	床上浸水	50%(減額)	<p>罹災証明書で ・全壊 ・半壊 ・床上浸水 のいずれかに認定された世帯の65歳以上の被保険者</p>	<p>介護保険料減免申請書</p>	<p>【申請方法】 ○窓口 ○郵送 ○電子申請</p> <p>【申請期限】 令和6年3月31日</p>													
全壊	100%(免除)																						
半壊	70%(減額)																						
床上浸水	50%(減額)																						
<p>【No.16】 介護保険サービスの利用料の減免(所得金額による条件あり)</p>	<p>損害の程度と前年度所得の状況に応じ、介護サービスを利用した際に支払う利用料の1割から10割が減免となります。</p> <p>【対象期間】 申請した月の初日から令和5年11月30日まで</p> <p>【免除又は軽減の割合】</p> <table border="1" data-bbox="276 1583 815 1957"> <tr> <th rowspan="2">前年の合計所得金額</th> <th>損失の程度</th> <th>50/100以上</th> <th>30/100以上 50/100未満</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊 中規模半壊 半壊</th> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td></td> <td>100%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 350万円以下</td> <td></td> <td>50%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>350万円超 500万円以下</td> <td></td> <td>25%</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>※住家が借家等である場合には対象とならない場合があります。 ※住家以外の損害がある場合は、損失の程度に加味される場合があります。</p>	前年の合計所得金額	損失の程度	50/100以上	30/100以上 50/100未満		全壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	200万円以下		100%	50%	200万円超 350万円以下		50%	25%	350万円超 500万円以下		25%	10%	<p>罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 と認定された世帯</p>	<p>介護保険利用者負担額減額・免除申請書</p>	<p>【申請方法】 ○窓口 ○郵送 ○電子申請</p> <p>【申請期限】 令和5年11月30日</p>
前年の合計所得金額	損失の程度		50/100以上	30/100以上 50/100未満																			
		全壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊																				
200万円以下		100%	50%																				
200万円超 350万円以下		50%	25%																				
350万円超 500万円以下		25%	10%																				

【No.17】 障害福祉 サービス 利用料 の減免	利用料の自己負担分を全額免除します。 【対象期間】令和5年6月～令和5年11月利用分 【減免割合】100%	床上浸水または土砂と浸水 区分欄に記載のあるり災証 明書が発行された者(世帯)	申請書	①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 11月30日
【No.18】 障害児通所 支援利用料 の減免	利用料の自己負担分を全額免除します。 【対象期間】令和5年6月～令和5年11月利用分 【減免割合】100%	床上浸水または土砂と浸水 区分欄に記載のある罹災証 明書が発行された者(世帯)	申請書	①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 11月30日

(4) 教育・保育に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・ 期限										
【No.19】 就学援助制度 (小・中学校)	被災により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、 学用品費、新入学費用、校外活動費、学校給食費など、 学校に係る費用の一部を援助します。	被災により、 経済的に困り の世帯で、 制度の要件を 満たす保護者	①申請書 ②罹災証明書の写し ③申請する学用品の 写真や画像など	【申請方法】 ・在学する小中学 校を通じて申請 【申請期限】 令和6年 1月31日										
【No.20】 被災児童・生徒 への学用品給与	台風第2号に伴う豪雨災害による自宅の床上浸水など により、使用できなくなった教科書や正規の教材、文 房具や通学用品などの現物を支給します。	市内在住の児 童生徒(小・中 学生、高校生) で本豪雨災害 により就学上 支障がある方	①申請書 ②学用品の被害が 分かる写真	【申請方法】 窓口 【申請期限】 当面の間										
【No.21】 放課後児童 クラブ利用料 の減額又は免除	おやつ代(1,500円/月)を除く利用料金全額を免除し ます。 【対象期間】 6カ月(令和5年6月分～令和5年11月分)	罹災証明を 受けられた 世帯	申請書	【申請方法】 ①窓口(放課後 活動課、又は各 放課後児童クラブ) ②郵送 【申請期限】 令和5年 11月30日										
【No.22】 幼稚園・保育園等 の利用料等の 減額又は免除	①保育料の減額、免除 【対象期間】6カ月(令和5年6月分～令和5年11月分) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">被害の 程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">大規模 半壊</td> <td style="text-align: center;">中規模 半壊</td> <td style="text-align: center;">半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減免 割合</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">50%</td> </tr> </table> ②保育料の日割り減免 【対象期間】令和5年6月3日～令和5年7月31日 ③給食費の減額 ※公立園に限る 【対象期間】令和5年6月3日～令和5年7月31日 ・1食単価×欠食回数を減額 ④通園バス利用料の減額 ※公立園に限る 【対象期間】令和5年6月3日～令和5年7月31日 ・1日につき100円を減額	被害の 程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	減免 割合	100%	50%			①罹災証明書 で左記に該当 する方 ②③④罹災 証明書または 被災証明書が 交付された方 のうち、登園で きなかった方	【①②共通書類】 保育料減免申請書 【①②③④共通書類】 被災証明書※ 罹災証明書※ ※原則不要だが、市 で交付が確認でき ない場合は必要	【申請方法】 ・市内園利用者： 園を通じて申請 ・市外園利用者： 窓口にて申請 【申請期限】 対象期間内
被害の 程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊										
減免 割合	100%	50%												

(5) 貸付支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.23】 災害援護資金 の貸付け	<p>災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しのための資金を貸し付けします。</p> <p>【世帯主に1カ月以上療養が必要な負傷がある場合】 全壊:350万円、半壊:270万円(350万円) 家財の損害のみ:250万円、家財及び住居に損害がない場合:150万円</p> <p>【世帯主に負傷がない場合】 全壊:250万円(350万円)、半壊:170万円(250万円)、 家財の損害のみ:150万円</p> <p>()内は、住居の残存部分をやむを得ず取り壊した場合の金額 ※家財の損害とは、家財の価格の概ね3分の1以上の損害がある場合</p> <p>【償還期間】 10年(据置期間3年)</p> <p>【貸付利率】 保証人あり:無利子、保証人なし:据置期間は無利子、据置期間後は年1%</p>	災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主	<p>①災害援護資金借入申込書</p> <p>②世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の診断書</p>	<p>【申請方法】 窓口</p> <p>【申請期限】 令和5年 9月30日</p>

(6) 事業者等に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.24】 被災事業者 事業継続 支援金の支給	<p>事業用建物や事業用資産に被害を受けた市内に事業所、営業所等を有する中小企業者、個人事業主、中小企業者が組織する団体、社会福祉法人や医療法人等の一部非営利法人に対し、復旧による事業継続を支援するため、支援金を支給します。</p> <p>【支給条件】</p> <p>①事業用の建物または建物と一体で使用する事業用資産が、浸水・土砂流入等により被災していること。</p> <p>②上記①により被災した事業用建物または事業用資産の修繕・更新を行うこと。</p> <p>③上記②の費用が20万円以上であること。</p> <p>④事業の実態があり、復旧後も引き続き事業継続の意思があること。</p> <p>【支給額】 1事業者につき20万円</p>	<p>市内に事業所、営業所等を有する中小企業者、個人事業主、中小企業者が組織する団体、社会福祉法人や医療法人等の一部非営利法人※</p> <p>※非営利法人は、従業員数300人以下が対象。</p> <p>※農業者、農業法人は除く。</p>	<p>・申請書</p> <p>・被災証明書または罹災証明書の写し</p> <p>・事業用建物または事業用資産の修繕・更新前後の写真</p> <p>・修繕・更新に20万円以上の費用を要したことを確認できる書類(領収書等)の写し</p> <p>・市内で事業を営んでいることが確認できる書類(法人事業概況説明書等)の写し</p> <p>・口座情報が確認できる書類の写し</p>	<p>【申請方法】 ○窓口 ○郵送 ○電子申請</p> <p>【申請期限】 令和5年 12月28日</p>
【No.25】 被災農業者 事業継続 支援金の支給	<p>農地や農作物が被災するなどし、過去と比べて収入が減少した市内に住所を有する農業者、市内に事業所を有する農業法人に対し、事業継続を支援するため支援金を支給します。</p> <p>【支給条件】</p> <p>①農地又は農作物が被災していること。</p> <p>②台風第2号に伴う豪雨災害により、農地又は農作物が被災する等し、令和5年6～12月の農業収入が過去と比べて減少したもの。ただし、新規就農者は本条件を除く。</p> <p>③支給後も農業を継続する意思があること。</p> <p>【支給額】 10万円又は収入減額のいずれか低い額。ただし、新規就農者の場合は10万円。</p>	<p>台風第2号に伴う豪雨災害により被災した市内に住所を有する農業者又は市内に事業所を有する農業法人</p>	<p>・申請書</p> <p>・被災状況のわかる写真</p> <p>・農業収入がわかる書類(売上台帳又は通帳の写し等)</p> <p>・口座情報が確認できる書類の写し</p>	<p>【申請方法】 ○窓口 ○郵送 ○電子申請</p> <p>【申請期間】 令和6年 1月～3月</p>

(7) その他の支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.26】 災害廃棄物の処理 手数料の免除	災害により発生した廃棄物を磐田市クリーンセンター(可燃)や中遠広域粗大ごみ処理施設(不燃)に自己搬入される場合は、処理手数料を全額免除します。	災害により被害を受けた世帯	減免申請書	【申請方法】 窓口 【対応期間】 当面の間
【No.27】 上下水道料金の減免	床上・床下浸水等により建物内や敷地内の清掃に水道を使用した方の水道料金・下水道使用料の一部を減免します。	罹災証明書・被災証明書のいずれかを取得した方	—	手続きは必要ありません ※台風被害により給水装置が損傷し、漏水した場合には、申請が必要になります 【対応期間】 当面の間
【No.28】 被服、寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 終 了 </div>			

9 国・県税の特別措置

主な税目	概要	問合せ先
所得税及び復興特別所得税	災害により、住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除が受けられる場合があります。	磐田税務署 ☎0538-32-6111
国民年金保険料	災害により、住宅や家財等が損害した際、国民年金保険料の納付が免除される場合があります。	浜松東年金事務所 ☎053-421-0192
自動車税(科目別)	災害により、自動車を修繕・買い換えした際の自動車税を減免されます。	磐田財務事務所 ☎0538-37-2211
個人事業税	個人事業税を納付している個人事業主が被災した場合に、個人事業税を減免されます。	磐田財務事務所 ☎0538-37-2221
不動産取得税	以下の場合に不動産取得税を減免されます。 ・不動産が滅失、損壊し3年以内に代替の不動産を取得した場合 ・課税された不動産が納期限までに滅失又は損壊した場合	磐田財務事務所 ☎0538-37-2222

10 その他

内容	問合せ先
電気料金の特別措置	申し出に応じて、電気料金などの特別措置を行います。 【中部電力カミライズ株式会社 カスタマーセンター】 ☎0120-921-697 受付時間：9時～17時(土・日・祝日は除く)
NHK 放送受信料の免除	申し出に応じて、放送受信料の免除を行います。 【NHK静岡放送局 経営管理企画センター視聴者グループ】 ☎054-654-5200 受付時間：10時～17時(平日)
住宅に関する相談	住宅に関する悩みや不安など様々な相談に対応しています。 【公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター】 ☎0570-016-100(住まいるダイヤル) 受付時間：10時～17時(平日)
請求書トラブルに関する相談	大規模災害に便乗した悪質商法等のトラブルに関する相談を受け付けています。 【消費生活センター】 ☎0538-37-2113 受付時間：8時30分～17時(平日)
弁護士法律相談	さまざまなお悩みに関する相談を受け付けています。 【市民相談センター】 ☎0538-37-4746 受付時間：8時30分～17時15分(平日) 【磐田地区労働者福祉協議会】 ☎0538-32-2706 受付時間：9時30分～12時30分(平日)
事業者向け相談	中小企業・小規模事業者向けの相談は、磐田商工会議所・磐田市商工会にご相談ください。 【磐田商工会議所】 ☎0538-32-2261(平日：9時～17時) 【磐田市商工会】 ≪本所(豊田支所)≫ ☎0538-36-9600 ≪豊岡支所≫ ☎0539-62-2266 ≪福田支所≫ ☎0538-58-0101 ≪竜洋支所≫ ☎0538-66-2524